

新たな地域交通体系構築支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新たな地域交通体系構築支援補助金（以下「新交通体系構築支援補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(新交通体系構築支援補助金の種類及び目的)

第2条 新交通体系構築支援補助金は、地域住民に必要な生活交通を確保するため、予算の範囲内で、次の補助金を交付するものとする。

(1) 乗用タクシー助成費補助金

交通空白地の移動手段確保等のため、市町村が行う乗用タクシー助成の維持又は円滑な導入を図ることを目的として交付する。

(2) 住民ドライバー活用支援補助金

住民ドライバーの運行管理を交通事業者等が担う、或いは、住民ドライバーが属する共助交通組織（NPO等による交通空白地有償運送（以下「NPO等交通空白地有償運送」という。）又は当該運行を予定して行う無償の試験運行を行う組織）の運行管理業務を請け負う組織（以下「共助交通サポート組織」という。）の創設を支援するなど、住民ドライバーを活用した自家用有償旅客運送の円滑な導入を図ることを目的として交付する。補助事業の区分は次のとおりとする。

ア 交通事業者等協力型事業

イ 共助交通サポート組織創設事業

(3) 交通事業多角化支援補助金

貨客混載等の事業多角化及び地域交通の担い手の多角化を図ることを目的として交付する。補助事業の区分は次のとおりとする。

ア 貨客混載等多角経営化事業

イ 旅客運送事業への異業種参入事業

ウ 送迎車両空席等利用事業

(4) 新たな仕組みづくり補助金

人工知能（AI）などの新技術や一定期間定額の新料金形態（サブスクリプション等）を活用しながら、複数の交通機関同士の統合や交通以外の分野（観光、医療・福祉、商業、物流等）を連携させる交通システム（以下「革新的統合移動サービスシステム」という。）の導入など、地域交通に関する新たな取組の円滑な導入を図ることを目的として交付する。補助事業の区分は次のとおりとする。

ア 革新的統合移動サービスモデル事業

イ その他知事が新たな地域交通体系構築に必要と認める事業

(5) 市町村内バス等支援補助金

単独市町村内の乗合バス、乗合タクシー及び市町村による交通空白地有償運送（以下「市町村交通空白地有償運送」という。）の維持又は円滑な導入を図ることを目的として交付する。補助事業の区分は次のとおりとする。

ア 運行事業

イ 車両購入事業

(6) NPO等交通空白地有償運送支援補助金

NPO等による交通空白地有償運送の維持又は円滑な導入を図ることを目的として交付する。
補助事業の区分は次のとおりとする。

- ア 運行事業
- イ 車両購入事業

(用語の定義)

第3条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) NPO等

次に掲げる者をいう。

- ア 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- イ 一般社団法人又は一般財団法人
- ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- エ 農業協同組合
- オ 消費生活協同組合
- カ 医療法人
- キ 社会福祉法人
- ク 商工会議所
- ケ 商工会
- コ 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

(2) 自家用有償旅客運送

道路運送法第79条の規定による登録を受けて運行する同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第1号に規定する市町村が行う交通空白地有償運送及びNPO等が行う交通空白地有償運送をいう。

(補助金の交付)

第4条 新交通体系構築支援補助金の事業区分、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助対象年限等は、それぞれ別表1から別表6までの第1欄から第5欄までのとおりとする。

- 2 新交通体系構築支援補助金の額は、同表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税額を乗じて得られた金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。
- 3 新交通体系構築支援補助金の補助限度額は、別表7のとおりとする。
- 4 なお鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助対象期間)

第5条 乗用タクシー助成費補助金、住民ドライバー活用支援補助金、交通事業多角化支援補助金、

新たな仕組みづくり補助金及びNPO等交通空白地有償運送支援補助金の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間とする。

2 市町村内バス等支援補助金の補助対象期間は、次のとおりとする。

(1) 運行事業

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間

(2) 車両購入事業

補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間

(交付申請書類に添付する書類)

第6条 規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、次によるものとする。

(1) 乗用タクシー助成費補助金

様式第1の1号

(2) 住民ドライバー活用支援補助金

ア 交通事業者等協力型事業 様式第2の1号

イ 共助交通サポート組織創設事業 様式第2の2号

(3) 交通事業多角化支援補助金

様式第3の1号

(4) 新たな仕組みづくり補助金

様式第4の1号

(5) 市町村内バス等支援補助金

ア 運行事業 様式第5の1号

イ 車両購入事業 様式第5の2号

(6) NPO等交通空白地有償運送支援補助金

様式第6の1号

2 規則第5条第3号に掲げる書類は、補助事業の区分ごとに別表1から別表6までの第6欄のとおりとする。

(交付申請の時期)

第7条 新交通体系構築支援補助金の交付申請は、それぞれ以下の期限までに行わなければならない。

(1) 乗用タクシー助成費補助金

補助金の交付を受けようとする会計年度の3月10日まで

(2) 住民ドライバー活用支援補助金、交通事業多角化支援補助金、新たな仕組みづくり補助金、及びNPO等交通空白地有償運送支援補助金

補助事業に着手する日の20日前まで。ただし、前年度に引き続き、当該補助金を受けて補助事業を行う場合又は新たに4月中に補助事業を開始する場合は、着手後30日以内に交付申請することができるものとする。

(3) 市町村内バス等支援補助金

ア 運行事業

補助金の交付を受けようとする会計年度の12月10日まで

イ 車両購入事業

補助事業に着手する日の20日前まで

2 新交通体系構築支援補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、第4条第2項の規定に関わらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第8条 新交通体系構築支援補助金の交付決定は、それぞれ以下の日までに行うものとする。

（1）乗用タクシー助成費補助金、住民ドライバー活用支援補助金、交通事業多角化支援補助金、新たな仕組みづくり補助金及びNPO等交通空白地有償運送支援補助金

原則として交付申請を受けた日から20日以内

（2）市町村内バス等支援補助金

原則として交付申請を受けた日から30日以内

2 新交通体系構築支援補助金の交付決定通知は、次のとおりとする。

（1）乗用タクシー助成費補助金

様式第1の2号

（2）住民ドライバー活用支援補助金

ア 交通事業者等協力型事業 様式第2の3号

イ 共助交通サポート組織創設事業 様式第2の4号

（3）交通事業多角化支援補助金

様式第3の2号

（4）新たな仕組みづくり補助金

様式第4の2号

（5）市町村内バス等支援補助金

ア 運行事業 様式第5の3号

イ 車両購入事業 様式第5の4号

（6）NPO等交通空白地有償運送支援補助金

様式第6の5号

3 知事は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第9条 新交通体系構築支援補助金の交付を受ける補助事業者は、間接補助金を交付するとき、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	補助事業者が定める

	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助の対象となる事業の目的及び主要な内容の変更
 - (2) 補助の対象となる事業の補助金の増額を伴う変更
- 2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第11条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業の補助対象経費の増額に係る変更
 - (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第12条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 乗用タクシー助成費補助金

補助金の交付を受けようとする会計年度の翌年度の4月12日までに行わなければならない。
- (2) 住民ドライバー活用支援補助金、交通事業多角化支援補助金及び新たな仕組みづくり補助金
 - ア 補助事業が2月末までに完了又は中止若しくは廃止した場合にあっては、3月12日までに行わなければならない。
 - イ 補助事業が3月1日以降に完了又は中止若しくは廃止した場合又は交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の属する年度が終了する場合にあっては、4月から2月分の実績報告を3月12日までに、3月分の実績報告を4月12日までに行わなければならない。
- (3) 市町村内バス等支援補助金

車両購入を行う市町村にあっては、車両購入事業の完了又は中止、若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。ただし、車両購入事業が運行事業補助金の交付申請をする日の30日以前に終了している場合は、当該補助金の交付申請と同時に行うことが

できる。運行事業のみを行っている市町村にあつては、当該補助金の交付申請と同時に行うものとする。

(4) NPO等交通空白地有償運送支援補助金

ア 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から40日を経過する日までに行わなければならない。

イ 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月30日までに行わなければならない。

2 規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、次のとおりとする。

(1) 乗用タクシー助成費補助金

様式第1の1号

(2) 住民ドライバー活用支援補助金

ア 交通事業者等協力型事業 様式第2の1号

イ 共助交通サポート組織創設事業 様式第2の2号

(3) 交通事業多角化支援補助金

様式第3の1号

(4) 新たな仕組みづくり補助金

様式第4の1号

(5) 市町村内バス等支援補助金

ア 運行事業 様式第5の1号

イ 車両購入事業 様式第5の2号

(6) NPO等交通空白地有償運送支援補助金

様式第6の1号

3 規則第17条第2項に掲げるその他知事が必要と認める書類は、補助事業の区分ごとに別表1から別表6までの第6欄のとおりとする。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額）を超える時は、様式第7号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 新交通体系構築支援補助金の額の確定通知は、次のとおりとする。

(1) 乗用タクシー助成費補助金

様式第1の3号

(2) 住民ドライバー活用支援補助金

ア 交通事業者等協力型事業 様式第2の5号

イ 共助交通サポート組織創設事業 様式第2の6号

(3) 交通事業多角化支援補助金

様式第3の3号

(4) 新たな仕組みづくり補助金

様式第4の3号

(5) 市町村内バス等支援補助金

ア 運行事業 様式第5の3号

イ 車両購入事業 様式第5の5号

(6) NPO等交通空白地有償運送支援補助金

様式第6の6号

(財産の処分制限等)

第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第25条第4号の財産は次のとおりとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の承認は、原則として、申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(間接的な財産処分の承認)

第16条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、耐用年数省令に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(間接補助金の支払い)

第17条 補助事業者は、新交通体系構築支援補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(その他)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、運行費等補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

なお、鳥取県生活バス路線運行費等補助金、鳥取県公共交通空白地有償運送導入・運行支援事業費補助金及び自家用有償旅客運送路線試験運行事業費補助金は、令和元年度の補助事業を以て廃止

する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表1

乗用タクシー助成費補助金関係

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象 年限等	6 申請書添付書類	7 実績報告書添付書類
乗用タクシー助成事業	<p>乗用タクシーの利用に対する次の助成を行う市町村</p> <p>(1) 小規模高齢化集落等に居住する75歳以上の者、障がい者又は要介護者若しくは要支援者（以下「小規模高齢化集落等高齢者等」という。）に対する乗用タクシー助成</p> <p>(2) 定時定路線のバス路線を廃止（1以上の減便を対象とする。）したことに伴い、当該廃止日の属する年度に廃止路線沿線集落（地域公共交通会議で認められた集落に限る。）の住民（以下「廃止路線沿線住民」という。）を対象に新設又は拡充した乗用タクシー助成</p> <p>(3) 一人乗車時においても乗用タクシー助成の対象となっている者（以下「個別助成対象者」という。）が相乗りした場合に上乗せして行う助成</p>	<p>市町村が負担した次の経費の合計額</p> <p>(1) 次の①又は②のいずれかの額</p> <p>①小規模高齢化集落等高齢者等に対する乗用タクシー助成額（（3）に相当する額を除く。）</p> <p>②次の式により計算した額 （市町村が負担したタクシー助成額-A）×B/C ※A=（3）に相当する額 B=市町村がタクシー助成の対象者として交付申請時点で登録している者のうち、小規模高齢化集落等高齢者等の数 C=市町村がタクシー助成の対象者として交付申請時点で登録している者の数</p> <p>(2) 補助対象年度において廃止路線沿線住民に対して支出した乗用タクシー助成額（（1）及び（3）に相当する額を除く。）からバス路線廃止前年度において廃止路線沿線住民に対して支出した乗用タクシー助成額（（1）及び（3）に相当する額を除く。）を差し引いて得た額</p> <p>(3) 個別助成対象者が相乗りした場合に上乗せして支出した乗用タクシー助成</p>	1/2	—	<p>(1) 第2欄（1）に係る申請を行う場合</p> <p>ア 地域公共交通会議で認められた交通空白地の集落を示す書面</p> <p>イ 市町村が定める乗用タクシー助成に係る交付要綱又はそれに類する書類</p> <p>(2) 第2欄（2）に係る申請を行う場合</p> <p>ア 地域公共交通会議で認められた廃止路線沿線集落を示す書面</p> <p>イ 市町村が定める乗用タクシー助成に係る交付要綱又はそれに類する書類</p> <p>(3) 第2欄（3）に係る申請を行う場合</p> <p>ア 市町村が定める乗用タクシー助成に係る交付要綱又はそれに類する書類</p>	<p>(1) 補助対象経費（実績）の積算内訳を明らかにした書面</p> <p>(2) 補助対象期間における助成対象者数（登録者数、延べ人数）の積算内訳を明らかにした書面</p> <p>(3) タクシー事業者への支出額を明らかにした書類</p> <p>(4) その他参考となる書面</p>

		額				
--	--	---	--	--	--	--

注)

- (1) 「小規模高齢化集落等」とは、高齢化率（集落等の総人口に占める65歳以上人口の割合をいう。以下同じ。）が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落（小規模高齢化集落）又は高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落（小規模高齢化集落に準じる集落）をいう。当該集落の単位は国勢調査の「字・丁目名」の単位を原則とする。ただし、国勢調査の「字・丁目名」の単位とそれに対応する市町村の住民基本台帳の単位の範囲、名称が異なる等、前者の単位が把握できない場合には、後者の単位によるものとする。また、小規模高齢化集落等に該当するか否かは交付申請を行う日が属する年度の前年度の2月1日時点の高齢化率及び世帯数で判定するものとする。
- (2) 「地域公共交通会議」とは、道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議をいう。
- (3) 「障がい者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付対象者をいう。
- (4) 「要介護者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けた者をいう。また、「要支援者」とは、同条第2項に規定する要支援認定を受けた者をいう。
- (5) 「バス路線廃止前年度」とは、第2欄（2）に規定するバス路線の廃止を行った日の属する年度の前年度をいう。
- (6) 「相乗り」とは、乗客2人以上で乗用タクシーを利用することをいう。
- (7) 第6欄の（1）イ、（2）イ及び（3）アの重複する書類については、いずれか1部を添付することで省略できるものとする。

別表2

住民ドライバー活用支援補助金関係

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象年 限等	6 申請書添付書類	7 実績報告書添付書類
交通事業者等協力型事業	住民ドライバーの運行管理を交通事業者等が担うなど、住民ドライバーを活用した自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送を予定して行う無償の試験運行を含む。）を補助又は自ら行う市町村	住民ドライバーを活用した自家用有償旅客運送に係る運行費用から運行収入（実費相当費用の収入を含む。）を除いた額のうち、市町村が補助又は負担した額	1/2	運行を開始した日から起算して1年を経過する日までとする。	ア 地域公共交通会議で認められた運行エリアを示す書面 イ 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 ウ 自家用有償旅客運送車登録証の写し エ 自家用有償旅客運送の実施体制及び運行の概要を記載した書面 オ 市町村の交付決定通知書又はそれに類するもの カ その他参考となる書面（運賃表、設備のカタログ等）	ア 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 イ 延べ輸送人員の数を明らかにした書類 ウ 市町村の額の確定通知書又はそれに類するもの エ その他参考となる書面
共助交通サポート組織創設事業	共助交通サポート組織の創設及び運営を補助又は自ら行う市町村	共助交通サポート組織の創設及び運営に係る費用のうち市町村が補助又は負担した額	1/2	—	ア サポート組織の定款又はそれに類するもの イ 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 ウ 市町村の交付決定通知書又はそれに類するもの エ その他参考となる書面	ア 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 イ 市町村の額の確定通知書又はそれに類するもの ウ その他参考となる書面

注)

- (1) 「運行費用」及び「運行収入」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号。以下同じ。）第二表に規定する「運送費用」及び「運送収入」の区分に基づくものとし、その対象となる科目の考え方については別表8によるものとする。
- (2) 自家用有償運送の運行範囲に交通事業者が存在する場合は、交通事業者と運行エリアの棲み分けについて調整が図られていること。また、事業の実施について、鳥取運輸支局との調整が図られていること。

別表 3

交通事業多角化支援補助金関係

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象 年限等	6 申請書添付書類	7 実績報告書添付書類
貨客混載等多角経営化事業	旅客運送事業の生産性向上を図るため、自家用有償旅客運送（自家用有償旅客運送を予定して行う無償の試験運行を含む。）において行う貨客混載（宅配業者からの受託、地域の農産物出荷等）を補助又は自ら行う市町村	貨客混載又は貨客混載と併せて実施される福祉施策（高齢者見守り活動や配食サービス等）を行う自家用有償旅客運送に係る運行費用から運行収入（実費相当費用の収入を含む。）を除いた額のうち、市町村が補助又は負担した額	1/2	運行を開始した日から起算して1年を経過する日までとする。	ア 地域公共交通会議で認められた運行エリアを示す書面 イ 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 ウ 貨客混載又は福祉施策の実施体制及び運行の概要を記載した書面 エ 市町村の交付決定通知書又はそれに類するもの オ その他参考となる書面（宅配料、運搬設備のカタログ等）	ア 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 イ 延べ輸送人員、配送貨物数及び延べ配食サービス利用者の数を明らかにした書類 ウ 市町村の額の確定通知書又はそれに類するもの エ その他参考となる書面
旅客運送事業への異業種参入事業	旅客運送事業と異なる業種を営む事業者に対して市町村運営有償運送（市町村運営運送を予定して行う無償の試験運行を含む。）業務を委託する市町村	旅客運送事業と異なる業種を営む事業者による市町村運営旅客運送に係る運行費用から運行収入（実費相当費用の収入を含む。）を除いた額のうち、市町村が負担した額	1/2	運行を開始した日から起算して1年を経過する日までとする。	ア 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 イ 市町村運営有償運送の実施体制及び運行の概要を記載した書面 ウ 市町村の委託契約書 エ その他参考となる書面	ア 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 イ その他参考となる書面
送迎車両空席等利用事業	自動車学校等交通事業者以外の者が運行する送迎車両の空席（以下「送迎空席」という。）又は当該者の車両（以下「空き車両」という。）を活用した無償での旅客輸送（公共交通の役割を果たすものとして地域公共交通会議で認められたものに限る。）を補助又は自ら行う市町村	自動車学校等交通事業者以外の者が運行する送迎車両の運行実態調査費並びに送迎空席を活用した無償での旅客輸送の利用者に係る傷害保険料及び空き車両を活用した無償での旅客輸送に係る自動車保険料のうち、市町村が補助又は負担した額	1/2	—	ア 運行実態調査の計画書 イ 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 ウ 実施体制及び運行の概要を記載した書面 エ その他参考となる書面（保険の加入内容等）	ア 運行実態調査の報告書 イ 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 ウ 延べ輸送人員の数を明らかにした書類 エ その他参考となる書面

注)

1 貨客混載等多角経営化事業

- (1) 貨客混載の実施は必須であり、福祉施策との連携事業の実施のみでは補助対象事業とならない。
- (2) 「運行費用」及び「運行収入」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則第二表に規定する「運送費用」及び「運送収入」の区分に基づくものとし、その対象となる科目の考え方については別表8によるものとする。
- (3) 事業の実施について宅配会社、貨物運送受託事業者等の貨物運送事業者及び鳥取運輸支局との調整が図られていること。

2 旅客運送事業への異業種参入事業

「運行費用」及び「運行収入」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則第二表に規定する「運送費用」及び「運送収入」の区分に基づくものとし、その対象となる科目の考え方については別表8によるものとする。

3 送迎車両空席等利用事業

事業の実施について交通事業者及び鳥取運輸支局との調整が図られていること。

別表4

新たな仕組みづくり補助金関係

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象 年限等	6 申請書添付書類	7 実績報告書添付書類
革新的統合移動サービスモデル事業	運行管理の効率化又は利用者の利便性向上のため、自家用有償旅客運送又は一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業への革新的統合移動サービスシステムの導入を補助又は自ら行う市町村	自家用有償旅客運送又は一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業への革新的統合移動サービスシステムの導入費及び運営費のうち、市町村が補助又は負担した額	1/2	システムを導入した日から起算して3年を経過する日までとする。	ア 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 イ 配車システムを導入する組織及び運行の概要を記載した書面 ウ 市町村の交付決定通知書又はそれに類するもの エ その他参考となる書面(配車システムのカatalog等)	ア 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 イ 市町村の額の確定通知書又はそれに類するもの ウ 配車システムの利用実績(当該システムによる配車依頼回数等) ウ その他参考となる書面
その他知事が新たな地域交通体系構築に必要と認める事業	知事が新たな地域交通体系構築に必要と認める事業を補助又は自ら行う市町村	新たな地域交通体系構築に必要と認める事業に要する経費に対して市町村が補助又は負担した額のうち、知事が認めるもの	1/2	知事が認める期間とする。	ア 事業概要を記載した書面 イ 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 ウ その他地域づくり推進部長が必要と認めた書面	ア 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 イ その他地域づくり推進部長が必要と認めた書面

注)

- (1) 「運行費用」及び「運行収入」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則第二表に規定する「運送費用」及び「運送収入」の区分に基づくものとし、その対象となる科目の考え方については別表8によるものとする。
- (2) システム導入に当たっては、スマートフォンアプリなどのICTを活用した配車予約のみでなく電話受付等のアナログ手法との併用も可とする。

別表5
市町村内バス等支援補助金関係

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象 年限等	6 申請書添付書類	7 実績報告書添付書類
運行 事業	<p>単独市町村（平成18年3月31日現在の市町村の区域をいう。）内の次に掲げる系統（輸送対象者又は輸送目的を特定して運行するものは除く。）を運行するために事業者へ補助、又は当該系統を自ら運行する市町村</p> <p>①乗合バス（無償運行するものを除く。）</p> <p>②乗合タクシー（無償運行するものを除く。）</p> <p>③市町村運営有償運送（スクールバス等を乗合用として運行している系統を含む。また、市町村運営有償運送を予定して行う無償の試験運行を含む。）</p>	<p>補助対象期間内に、単独市町村内の路線の運行のために当該市町村が補助又は負担した経費のうち、次により算出して得られた額の合計が、前年度の当該市町村の市町村税（普通税（調定額（現年分））の0.5パーセントに相当する額を超過している場合、その超過額</p> <p>(1) 市町村が乗合バス事業者へ補助を行う場合</p> <p>補助対象経常費用から、当該補助対象系統の経常収益を差し引いた運行赤字額（「地域キロ当たり標準経常費用」より「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」が少ない場合は、その差額の1割を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」として算出した額で、系統ごとの補助対象経常費用の6/10を上限とする。）のうち、市町村が補助する額</p> <p>(2) その他</p> <p>運行費用から運行収入（実費相当費用の収入を含む。）を除いた額（系統ごとの運行費用の6/10（市町村運営有償運送にあっては7/10）を上限とする。）のうち、市町村が負担する額</p>	1/2	市町村運営有償運送を予定して行う無償の試験運行については、当該試験運行を開始した日から起算して3年間とする。	<p>ア 補助対象期間において当該市町村が補助し、又は負担する経費を明らかにした書面</p> <p>イ 補助対象期間の補助対象系統ごとの損益の内訳及び平均乗車密度を明らかにした書面（補助対象系統が市町村運営有償運送である場合は、系統ごとの輸送人員等の利用状況を明らかにした書面を含む。）</p> <p>ウ 乗合バス事業者による運行系統である場合、「地域キロ当たり標準経常費用」、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」を明らかにした書面</p> <p>エ 補助対象系統の運行系統図</p> <p>オ 補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の市町村税額（普通税（調定額（現年分））を明らかにした書面</p>	<p>ア 補助対象期間において当該市町村が補助し、又は負担する経費を明らかにした書面</p> <p>イ 補助対象期間の補助対象系統ごとの損益の内訳及び平均乗車密度を明らかにした書面（補助対象系統が市町村運営有償運送である場合は、系統ごとの輸送人員等の利用状況を明らかにした書面を含む。）</p> <p>ウ 乗合バス事業者による運行系統である場合、「地域キロ当たり標準経常費用」、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」を明らかにした書面</p> <p>エ 補助対象系統の運行系統図</p> <p>オ 補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の市町村税額（普通税（調定額（現年分））を明らかにした書面</p>

車両 購入 事業	運行事業（市町村運営有償運送を予定して行う無償の試験運行を除く。）の補助対象系統を運行するために必要な車両の購入費を補助、又は自ら購入する市町村	以下の要件のいずれかに該当する車両（車両本体及び運行事業の目的に合致する附属品。以下同じ。）の購入費に対して市町村が補助又は負担した額 （1）運行事業の補助対象系統の増便、路線新設・延伸に伴い増備する車両 （2）当該市町村内の路線を3年以上運行し、かつ、原則車齢10年以上又は走行距離10万キロメートル以上となった車両の代替車両	1/3	—	ア 当該車両の見積書・仕様書の写し イ 当該車両の運行系統図 ウ 代替車を購入する場合は、当該市町村内を運行した年数、車齢、走行距離を明らかにした書面 エ 国等による他の補助金を重複して受け取る場合は、交付額が分かる書類の写し オ 当該市町村が車両購入を補助する場合は、その交付決定通知書の写し	ア 購入車両の契約書及び領収書の写し イ 自動車登録事項等証明書の写し ウ 購入車両の主要部分の写真 エ 検査調書の写し オ 別の補助金を併せて活用する場合は、その額の確定通知書の写し カ 当該市町村が車両購入を補助した場合は、その額の確定通知書の写し
----------------	--	--	-----	---	---	---

注)

1 運行事業

(1) 「事業者」とは、乗合バス事業者、乗合タクシー事業者その他道路運送法に基づき有償で旅客を運送する事業を行う者をいう。

(2) 「3 補助対象経費」の(1)及び(2)の「運行費用」及び「運行収入」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則第二表に規定する「運送費用」及び「運送収入」の区分に基づくものとし、その対象となる科目の考え方については別表8によるものとする。また、第2条各号に定める他の補助金の補助対象経費の算定に用いた運行経費及び運行収入は除くものとする。

2 車両購入事業

補助対象とする附属品については、国庫補助金の車両購入費補助金における補助対象附属品の考え方に準ずる。

別表6

NPO等交通空白地有償運送支援補助金関係

1 事業 区分	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象年限等	6 申請書添付書類	7 実績報告書添付書類
運行 事業	NPO等交通空白地有償運送(NPO等交通空白地有償を予定して行う無償の試験運行を含む。)を行うNPO等に補助を行う市町村	NPO等交通空白地有償運送の補助対象路線ごとに(路線ごとの決算が困難な場合は、運行する交通空白地有償運送路線全体)、営業費用から営業収益(実費相当費用の収入を含む。)を差し引いて得た額の合計額のうち、市町村が補助又は負担した額とする。ただし、補助対象路線ごとの営業費用の8/10を限度とする。	1/2	NPO等交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行については、当該試験運行を開始した日から起算して3年間とする。	ア 様式第6の2号及び第6の3号 イ 運行系統図 ウ 補助対象経費の積算内訳を記載した書面 エ 自家用有償旅客運送車登録証の写し オ NPO等の組織の概要を記載した書面 カ 市町村の交付決定通知書又はそれに類するもの キ その他参考となる書面(運賃表等)	ア 様式第6の2号及び第6の3号 イ 運行系統図 ウ 補助対象経費(実績)の積算内訳を明らかにした書面 エ 補助対象期間における輸送人員の積算を明らかにした書面 オ 市町村の額の確定通知書又はそれに類するもの カ その他参考となる書面
車両 購入 事業	NPO等交通空白地有償運送(NPO等交通空白地有償運送を予定して行う無償の試験運行を除く。)を行うNPO等に補助を行う市町村	主にNPO等交通空白地有償運送に用いる車両(登録諸経費、当該交通空白地有償運送の円滑な運行の確保のため、必要と認められる付属品(冬用タイヤ、車体表示、運賃箱等)を含む。)の購入費に対して、市町村が補助又は負担した額	1/2	—	ア 様式第6の4号 イ 当該車両を用いて行う運行系統図 ウ 購入(予定)車両等の見積書又は契約書等の写し エ NPO等の組織の概要を記載した書面 オ 市町村の交付決定通知書又はそれに類するもの カ その他参考となる書面(車両、設備等のカタログ等)	ア 様式第6の4号 イ 当該車両を用いて行う運行系統図 ウ 購入車両・設備等の契約書・領収書等の写し エ 購入車両・設備等の主要な写真 オ 自家用有償旅客運送者登録証の写し カ 市町村の額の確定通知書又はそれに類するもの キ その他参考となる書面

注)

1 運行事業

「営業収益」及び「営業費用」は、それぞれ旅客自動車運送事業等報告規則第二表に規定する「運送収入」及び「運送費用」の区分に基づくものとし、その対象となる科目の考え方については別表8によるものとする。また、第2条各号に定める他の補助金の補助対象経費の算定に用いた運行経費及び運行収入は除くものとする。

なお、委託費は県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

別表 7

区分	補助限度額
乗用タクシー助成費補助金、住民ドライバー活用支援補助金、交通事業多角化支援補助金、新たな仕組みづくり補助金、市町村内バス等支援補助金運行事業及び NPO 等交通空白地有償運送支援補助金運行事業の合計額	1 市町村あたり 70,000 千円。 ただし、市町村内バス等支援補助金運行事業は 1 市町村あたり 50,000 千円（上記 70,000 千円の内数）を上限とする。また、新たな仕組みづくり補助金（革新的統合移動サービスモデル事業）を実施する場合は、5,000 千円を加算する。
市町村内バス等支援補助金車両購入事業	定員 11 名以上の車両：1 台あたり 5,000 千円 定員 10 名以下の車両：1 台あたり 1,000 千円
NPO 等交通空白地有償運送支援補助金車両購入事業	1 台あたり 1,000 千円

別表 8

- 1 市町村が委託し、又は補助する場合に、その委託料・補助金を構成する経費
- 2 市町村が直接運行する場合に要する経費

区分	内容		例
運行収入	運送収入	定期・定期外収入を含めた運送収入実績額	—
	運送雑収	広告等の諸収入実績額	—
運行費用等	人件費	運行事業に従事する運転手、又は乗車予約対応や運行管理等主に運行事業や共助交通組織が実施する運行事業の支援に従事する事務職員（市町村が直接運行する場合にあっては、非常勤事務職員に限る。）の人件費	給与、手当、賞与、退職金、厚生福利費
	燃料油脂費	運行事業に要する燃料・油脂費	軽油費、LP ガス費、油脂費など
	修繕費	運行事業用車両及びバス停等の修繕に要する費用	車両修繕費、バス停等運行事業に係る施設の修繕費
	保険料	運行事業に要する保険料	自動車損害賠償保険料など
	施設使用料	運行事業に要する施設等の使用料	事務所・バス待機所等借地・使用料など
	自動車リース料	運行事業用車両及びその附属品に関するリース料	メンテナンスリースの場合の整備料を含む
	施設賦課税	運行事業用固定資産に関する租税	自動車重量税、自動車税など
	その他の経費	運行事業に要する経費で上記科目に属さないもの 自家用有償旅客運送（例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用印刷費 ・ 光熱水費（洗車水道代、車庫電気代） ・ 役務費（通信運搬費、車検手数料等） ・ 消耗品・備品費（タイヤ等の消耗品、アルコール検知器、貨物輸送に係る運搬資材（可動式カーゴ、スロープ等）、冷凍・冷蔵設備、備品類 ・ 運行委託料 ・ 運行管理用の通信機器等（電話機、パソコン、スマホ、タブレット、遠隔点呼機器等） ・ 通信費（運行管理用電話料金等） ・ 配車管理システム、キャッシュレス決済システム（交通系 IC カードを除く）導入・運営費 ・ 資格取得費（運行管理者、運転手） ・ 運転手研修費 ・ 貨物賠償責任保険料 ・ 各種調査費（運行実態調査、住民意向調査等） ・ 検討会開催費（会議資料作成、専門家コンサル料等） ・ 法人設立登記費 ・ 事務所賃借費等 	

※「人件費」のうち事務職員については、運行事業に係る業務を対象とし、年間作業時間数によって他業務

との配分を明確にして計上するものとする。無償の試験運行期間中の人件費への補助については、道路運送法上人件費に該当しないと取り扱われているものを除き対象外とする。

※「その他の経費」は、運行事業に要したものに限り、補助事業者において一定の基準の根拠により他の事業と区別されるなど、補助対象経費としての確認が可能なもののみを対象とする。